三　法第十七条第四項第一号に掲げる額　二千三百二十円
四　法第十七条第四項第二号に掲げる額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額
イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万五千二十円
ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万五千七百四十円
ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万四千三百十円
ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万二千八百八十円

○厚生労働省告示第四百二十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十四年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千二百九十六円に変更する。ただし、同日前の控除額については、なお従前の例による。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百二十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十四万三千三百九十六円に変更し、平成二十四年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用する。ただし、同月前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字黒津一八八六の二（国有林）、一八八五、一八八六の一、字小白谷一八六三から一八八二まで、一八八三の一、一八八四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒津一八八六の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県中津川市川上字森平六九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県中津川市加子母字平田二九四八の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県瑞浪市日吉町字川平七三〇八の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県加茂郡七宗町神渕字栃洞一一九三四の一、一一九三四の二、字野掛四一八三の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県高山市朝日町甲字蛇抜二〇七六の二、二〇七六の三、二〇七六の九、二〇七六の一二、二〇七六の二八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）